

第3回・第4回審議会検討論点とりまとめ

区分	論点	考え方	備考
目的	ペット霊園の規制の必要性	既存法令では、ペット霊園事業を規制する特段の法律がなく、ペット霊園施設の立地規制や、事業者と近隣住民とのトラブルを未然に防ぐ手続の設定など、実効性のある対策を講じる必要がある。	
	条例の目的	ペット霊園の設置、管理の適正化を図り、近隣住民等の公衆衛生及び住環境の保全を図るとともにペット霊園利用者を保護する。	
規制の対象	施設設備の種類	墳墓 : ペットのお墓 納骨堂 : ペットの遺骨を納める建物 火葬施設 : ペットの死体を火葬する施設(建物) 移動式火葬車 : ペットの死体を火葬する設備のある車両 葬儀場 : 死亡したペットの祭事を行う場所 事務所 : 事業者の事務所	事務所に対する規制は行わないため、条例では定義しない。
規制の方法	規制の基本的な考え方	<ul style="list-style-type: none"> 衛生上の支障に対しては、技術的対策を義務付けることで対応する。 風俗習慣への配慮のため行う立地規制については、用途地域の考え方を基本とし、住民の生活環境の保全を図ることに相当の合理性があると考えられる地域とする。 	
許可申請	手続	<ul style="list-style-type: none"> 事前許可制を基本とする。 	事業廃止時に利用者保護のため措置すべき事項はないか。→(論点表P24 III業規制 論点番号1)
許可基準	墳墓	<ul style="list-style-type: none"> 土葬を禁止する。 障壁等による目隠しの設置を義務付ける。 良好な住環境の保護、または住居の環境を保護することを目的としている住居系地域全般(第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域)において立地を規制する。 	
	納骨堂	<ul style="list-style-type: none"> 納める遺骨は、焼骨に限る。 立地を規制する範囲は、住居系区域のうち、第2種住居地域(第1種・2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域)までとする。 	
	火葬施設	<ul style="list-style-type: none"> 火葬炉に構造設備基準を設ける。→(論点表P22 II規制の対象 論点番号12) 申請時の添付書類として当該火葬施設に係る仕様書等の添付を求めることにより、構造設備基準の遵守を担保する。 立地を規制する範囲は、住居系地域全般(第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種住居地域、準住居地域)とする。 	有害物質の排出基準を設け、事業者に測定義務を課す手法もあるが、焼却(火葬)する対象物がペットの死体のみで、排出物質が限定的であること、焼却時間が短く、測定自体が困難であることなどから、排出基準は設けず、火葬炉に構造設備基準を設けることで技術的に回避する。
	移動火葬車	<ul style="list-style-type: none"> 火葬炉と同様の設備構造基準を設ける。 同一の場所で反復継続して焼却するものは、固定の火葬施設に係る規制がかかるよう措置する。 焼却を禁止すべき場合を設けるべきか。→(論点表P18 II規制の対象 論点番号9) 	排出基準を設けないことについては、固定の火葬施設と同じ。
	葬儀場	<ul style="list-style-type: none"> 祭事が見通せる場合の対応として、障壁等による目隠しの設置を義務付ける。 立地を規制する範囲は、住居系の地域でも、特に「良好な住環境の保護」を目的とする住居専用系の地域(第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域)のみとする。 	
	事務所	(特段、規制しない。)	
	スポット規制	→(論点表P10 II施設設備別規制(禁止行為・立地規制) 論点番号5)	
	規制適用除外	→(論点表P28 III業規制 論点番号5)	
許可事項の変更	手続	<ul style="list-style-type: none"> 許可内容について変更を要するもののうち、施設、構造等に関わるものについては許可制とする。 許可内容について変更を要するもののうち、軽微なものについては届出制とする。 	届出で足る事項 事業者の氏名、住所変更、施設名称変更 等

事業の廃止	手続	・届出制とする。	墳墓、納骨堂について、利用者への連絡や、他施設への改葬等に努める努力義務を課すべきか。 →(論点表P24 III業規制 論点番号1)
事業の設備基準	火葬施設	・廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7及び京都府環境を守り育てる条例施行規則第21条第3項に掲げる基準のうち、必要な項目について準用した基準とする。	基準案は、資料5のとおり
	駐車場付置	・施設規模等に応じて一律に必要な台数を定めるのではなく、実情に応じて必要な措置を講じること、また必要に応じて指導できるようにする。	
その他業務運営方法の規制	近隣住民説明・配慮	・施設の設置、増設等について、住民への事前説明を必要とすることとする。 行政との事前協議 標識設置(計画の公開) 一定範囲の近隣住民への周知(説明会の開催等)など	条例において設置を規制しない地域である以上、住民の同意は設置許可の要件としない。
	施設設備基準遵守	・各種規制の遵守義務を設ける。	
	依頼者感情に配慮した死体の取扱い	→(論点表P27 III業規制 論点番号4)	
	情報提供	→(論点表P27 III業規制 論点番号4)	
	利用者保護のため事業の安定的運営を確保するための措置	→(論点表P27 III業規制 論点番号4)	
許可の取消しその他監督上必要な行政処分	許可の取消しその他監督上必要な行政処分	・設置後の事業者による基準等の遵守を担保するための措置 本市職員への立入検査権の付与 市長の報告聴取権と事業者の報告義務 市長への施設設備の改善命令権、全部又は一部の使用禁止命令権の付与 ・違反者への対応(考えられる措置) 勧告、公表、過料(秩序罰)、罰金(刑罰)、許可の取消し、行政代執行など	
経過措置	既存施設の取扱い	→(論点表P29 III業規制 論点番号6)	→資料6 既存施設への条例の適用(案)
	条例の施行期日		公布から施行までの周知期間をどの程度に設定すべきか。既存施設に対してどの程度の規制を及ぼすかを踏まえて検討する必要があるため、引き続き検討する。